

平成 23 年 4 月 26 日
学 務 課

学級編制基準の改正について

1 経 緯

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が 4 月 22 日に施行され、小学校第 1 学年の学級編制の標準が現行の 40 人から 35 人に改正されたことに伴い、東京都教育委員会において、同日、「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を改正したもの。

2 改正の内容

小学校第 1 学年の 1 学級の学級編制基準を 40 人から 35 人に変更する。
裏面「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学級編制基準」（平成 23 年 4 月 22 日東京都教育委員会告示第 20 号）参照

3 学級編制基準日

平成 23 年 4 月 22 日

ただし、児童数については、4 月 7 日の児童数を 4 月 22 日の児童数とみなす。

4 クラス替え実施予定日

平成 23 年 5 月 2 日(月)

5 対象校 小学校 5 校

本田小学校	新 1 年生	72 人	2 学級→3 学級
道上小学校	同	147 人	4 学級→5 学級
末広小学校	同	37 人	1 学級→2 学級
こすげ小学校	同	74 人	2 学級→3 学級
幸田小学校	同	112 人	3 学級→4 学級

6 その他

今回の法改正では、上記のほか、都道府県教育委員会が定める学級編制基準について、学校設置者はこれに従わなければならないとされている点を緩和し、標準としての基準とすること、学級編制の際の都道府県教育委員会の同意協議の義務付けが廃止となり、事後の届け出制に改めること（以上の点については平成 24 年 4 月 1 日施行）、東日本大震災により被災した児童・生徒等の学習支援や心のケアを行うために、教職員定数に特別の措置を講じることなどの改正が行われている。

東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の 学級編制基準

昭和四五年四月一日

教育委員会告示第二三号

最新改正 平成三年四月三日

教育委員会告示第二〇号

東京都の公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の二学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人（第二学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	連続する二つの学年の児童で編制する学級	十人
	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	八人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	八人

備考

- 一 次の各号に掲げる場合においては、一学級の児童又は生徒の数を当該各号に定める人数として学級を編制することができる。
 - (一) 小学校第二学年にあつて、同学年の児童で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童の数が三十九人を超える場合 三十九人
 - (二) 中学校第一学年にあつて、同学年の生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の生徒の数が三十八人を超える場合 三十八人
- 二 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第一学年及び第六学年を除く。）の児童数が六人以上の場合並びに第二学年及び第六学年にあつては、その学年を一つの学級として編制する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

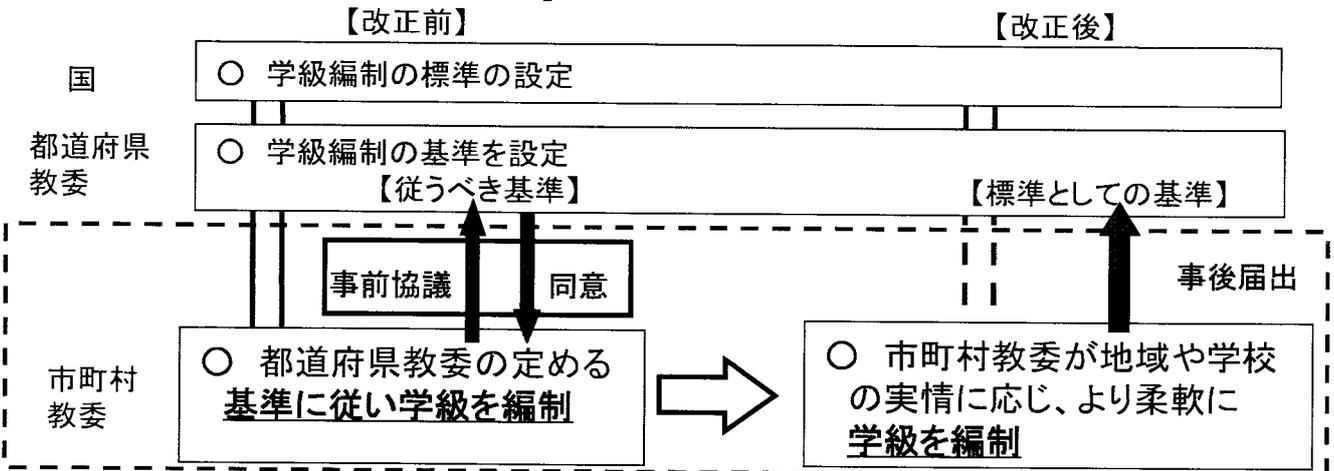
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人	—————→		40人	—————→	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 一 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 一 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - 一 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - 一 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担

※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

(3) 教職員定数に関する加配事由の追加等〔義務標準法第7条及び第15条関係〕

- ① 教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。
- ② 加配事由を拡大し、以下を明記
 - ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
 - ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

(4) その他

- ① 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。〔改正法附則第4項関係〕
- ② 市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。〔改正法附則第5項関係〕
- ③ 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。〔改正法附則第6項関係〕

3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

【参考】学級編制の標準に係る法的効果

<学級編制の標準>

小1 : 35人

小2～中3 : 40人

(義務標準法第3条)

学級編制

国の標準に基づき都道府県教委が基準を設定(義務標準法第3条)

都道府県教委の基準を標準として市町村教委が児童生徒の実態を考慮して学級を編制(義務標準法第4条)

法的効力を有する学級規模に関する基準

教職員定数

都道府県教委の定める学級編制基準による学級数に基づき、当該都道府県の教職員定数の標準を算定。これに基づき、都道府県が県費負担教職員の定数(都道府県ごとの総数)を決定(義務標準法第6条、地教行法第41条)

都道府県教委が市町村における児童生徒の実態や市町村立学校の学級編制に係る事情等を勘案して、市町村別の学校の種類毎の定数を決定。この場合、都道府県教委は市町村教委の意見を十分に尊重。(地教行法第41条)

給与負担

都道府県の定数に基づき配置される教職員の給与を当該都道府県が負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)

国庫負担

国の学級編制の標準に基づく教職員定数の給与の1/3を国が負担(残りの2/3は地方交付税措置)(義務教育費国庫負担法)

義務教育費国庫負担金の算定基準としての性格